

環境省告示第六号

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第十一条第三十項の規定に基づき、陸中海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成十二年八月環境庁告示第五十号）の一部を次のように改正する。

平成十五年二月十七日

環境大臣 鈴木 俊一

第一条を次のように改める。

（区域の範囲）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる区域の範囲は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 唐桑半島地区 宮城県本吉郡唐桑町字神の倉の一部
  - 二 船越半島地区 岩手県下閉伊郡山田町内国有林三陸北部森林管理署第三〇林班の一部
- 2 前項各号に掲げる区域の範囲を表示した図面は、環境省並びに岩手県庁及び宮城県庁に備え付けて供覧する。

第二条の見出し中「基準」を「唐桑半島地区に係る基準」に改め、同条中「自然公園法施行規則」

の下に「（以下「規則」という。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（船越半島地区に係る基準の特例）

第三条 船越半島地区内において行われる規則第十一条第十三項に規定する行為については、同項第二号中「第二種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること」とあるのは、「第二種特別地域内において行われるものであること」と読み替えて、同項の規定を適用する。